

環境報告に対する第三者審査

環境情報の信頼性向上のために2004年度より第三者審査を受審しています。本年度の審査の結果、サステナビリティ情報審査協会の環境報告審査・登録マーク®の付与が認められました。これは、「クボタグループCSR報告書2009」の「環境報告」に記載された環境情報の正確性・網羅性に関して、サステナビリティ情報審査協会 (<http://www.j-sus.org/>) の定めた環境報告審査・登録マーク付与基準を満たしていることを示しています。

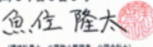
※ 同マークを裏表紙に掲載しています。



「CSR 報告書 2009」の「環境報告」に対する独立第三者の審査報告書

平成 21 年 5 月 27 日

株式会社クボタ
代表取締役社長 益本 康男 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
(あずさ監査法人グループ)
大阪市中央区瓦町3丁目6番5号
代表取締役 
(環境計量士、品質管理士、公認会計士)

1. 審査目的及び対象範囲
審査の目的は、株式会社クボタ（以下、「会社」という。）が作成した「CSR 報告書 2009」の「環境報告」37～48 頁（以下、「環境報告」という。）に記載されている 2008 年度の環境パフォーマンス指標及び環境会計指標（以下、「指標」という。）の信頼性について、独立した立場から当社の結論を表明することである。
環境報告の作成責任は会社の経営者にあり、当社の責任は独立した立場から指標の信頼性に関する結論を表明することにある。

2. 審査基準及び判断基準
当社は、「国際保証業務基準 (ISAE) 3000」(2003 年 12 月 国際会計士連盟) を参考に、「環境報告審査基準」(平成 16 年 3 月 環境省) 及び「サステナビリティ情報審査業務指針」(平成 20 年 2 月改訂 サステナビリティ情報審査協会) に準拠して審査を実施した。
また、「環境報告ガイドライン 2007年版」(平成19年6月 環境省)、「Sustainability Reporting Guidelines version 3.0」(2006年10月 グローバル・リポーティング・イニシアティブ) 及び「環境会計ガイドライン2005年版」(平成17年2月 環境省)等を参考にして会社が定めた作成基準 (<http://www.kubota.co.jp/kubota-ep/report/2009pdf/santei.pdf>)、並びに「環境報告審査・登録マーク付与基準」(http://www.j-sus.org/kitei_pdf/logohuyou_env.pdf) (平成21年4月改訂 サステナビリティ情報審査協会) を審査における判断基準とした。

3. 審査手続
当社の実施した主な審査手続は以下の通りである。

- ・ 環境報告の作成、開示方針についての質問
- ・ 指標に関して会社が定めた作成基準の検討
- ・ 指標の把握方法及び集計プロセスについての質問並びに内部統制の整備、運用状況の評価
- ・ 会社が定めた作成基準に従って指標が把握、集計されているかについて、サンプリングによる原始証書との照合並びに再計算の実施
- ・ 一部の工場に対する現地審査
- ・ 「環境報告審査・登録マーク付与基準」に記載されている重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて、質問及び内部資料等の閲覧により検討
- ・ 指標の開示の妥当性に関する検討

4. 審査の結論
当社は、上記審査手続を通じて結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手した。
環境報告に記載されている環境パフォーマンス指標及び環境会計指標が、会社が定めた作成基準に従って、重要な点において合理的に把握、集計、開示されている、または、「環境報告審査・登録マーク付与基準」に従って重要な環境情報が漏れなく開示されていない、と認められる事項は発見されなかった。

会社と当社または審査人との間には、環境報告審査基準に規定される利害関係はない。

以 上

工場往査



宇都宮工場



クボタ空調株式会社 栃木工場



「環境パフォーマンス指標算定基準」の詳細は下記ホームページをご覧ください。
<http://www.kubota.co.jp/siryou/csr/index.html>